

1. 電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

電話サービスの 端末回線の種別	接続条件	分類1による 当社網から の発信	分類2による 当社網から の発信	分類3による 当社網から の発信	分類4による 当社網から の発信	分類7による 当社網から の発信	分類9による 当社網から の発信	分類3による 当社網へ の 着信
加入電話		○(注1)	○(注2)	○	○	○	○	○
公衆電話		○(注3)	○(注4)	○	○	○	○	×

(2/2)

電話サービスの 端末回線の種別	接続条件	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別2に よる当社網 からの 発信	発信種別3に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
加入電話		○	○(注5)	○(注5)	○(注2、 注5)
公衆電話		○	○(注5)	×	○(注4、 注5)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

注1ー共同電話及び硬貨収納等信号送出機能を有する電話(以下、「ピンク電話」という。)の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注2ーピンク電話からの発信は、当社において規制する場合がある。ピンク電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注3ー当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注4ー公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注5ー必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件	
代表機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
プッシュホン接続機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
硬貨収納等信号送出機能 [ピンク電話への硬貨収納信号送出]	1. 分類3、分類4、分類7、発信種別1及び発信種別4の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
通信中着 信機能[キ ャッチホン]	キャッチホン機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	話中時転送機能	1. 分類3、分類4、分類7、発信種別1、発信種別2(国際網への発信時を除く)及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
高度自動 着信転送 機能[ホィ スワフ]	無条件転送機能	1. 分類3、分類4、分類7、発信種別1、発信種別2(国際網への発信時を除く)及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	応答後転送機能	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
指定番号着信転送機能 [ホィスワフセレクト]		
番号情報送出機能[ダイヤルイン]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
迷惑電話おことわり機能	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	

発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類 1、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び 発信種別 4 の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能と する。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
代表番号通知機能 [代表親番号通知機能]	1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。
追加番号通知機能 [任意番号通知機能]	
着信課金番号通知機能 [フリーダイヤル番号通知機能]	
発信者電話番号非通知機能 [通話ごと非通知機能] [回線ごと非通知機能]	
着信短縮ダイヤル機能（全国型） [#ダイヤル]	
	1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類 1 に よる当社 網からの 発信	分類 2 に よる当社 網からの 発信	分類 3 に よる当社 網からの 発信	分類 4 に よる当社 網からの 発信	分類 7 に よる当社 網からの 発信	分類 9 に よる当社 網からの 発信	分類 3 に よる当社 網への 着信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別							
第 1 種総合デジタル通信サービス 第 2 種総合デジタル通信サービス	○						
デジタル公衆電話サービス	○ (注 1)	○ (注 2)	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件	発信種別 1 による 当社網から の発信	発信種別 2 による 当社網から の発信	発信種別 3 による 当社網から の発信	発信種別 4 による 当社網から の発信
総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別				
第 1 種総合デジタル通信サービス 第 2 種総合デジタル通信サービス	○			
デジタル公衆電話サービス	○	○(注 3)	○(注 3)	○(注 2、 注 3)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

注 1－当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注 2－公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と協
定事業者間で別途協議により決定する。

注 3－必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
----------------------	--------------

発信者番号通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
サブアドレス通知機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
料金情報通知機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1 及び発信種別 4 への発信時に本機能を利用可能とする。	
通信中機器移動機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
発信専用制御機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
通信中着信一時停止機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
任意チャネル着信機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
代表機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
通信中着信通知機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
発着信専用機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
ユーザ間情報通知機能	1. サービス 1 (暗黙) を提供対象とする。 2. 分類 1、分類 2、分類 3、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 提供可能なインタフェース種別は形態 3-3 及び形態 4-6 とする。	
番号情報送出機能 [ダイヤル]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
迷惑電話おことわり機能	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類 1、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	
着信課金番号通知機能 [フリーダイヤル番号通知機能]	1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。	
複合接続機能 [フレックス]	通信中着信機能 [コールウェイト]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	自動着信転送機能 [呼毎着信転送]	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信 (転送) を利用可能とする。
	自動転送機能 [通信中転送]	1. 分類 3、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 への発信呼の場合、本機能を利用可能とする。
	3 者通話機能 [3 者通話 (切替え)]	1. 分類 2、分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信時に本機能を利用可能とする。
	3 者通話機能 [3 者通話 (キック)]	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信時に本機能を利用可能とする。 2. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
網起動着信転送機能 [INS ホイスワップ]	無条件転送機能	1. 分類 3、分類 4、分類 7、発信種別 1、発信種別 2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信 (転送) を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	話中時転送機能	
	指定番号転送機能 [ホイスワップセレクト]	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
転送元電話番号受信機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。	

着信短縮ダイヤル機能（全国型） [#ダイヤル]	1. 分類 3 及び発信種別 1（分類 9 を除く）の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
----------------------------	---

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類 3 による 当社網 からの 発信	分類 4 による 当社網 からの 発信	分類 7 による 当社網 からの 発信	分類 9 による 当社網 からの 発信	分類 3 による 当社網 への 着信
音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○				

(2/2)

接続条件	発信種別 1 に よる当社網 からの 発信	発信種別 4 に よる当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

凡例 ○ : 利用できる × : 利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件	
着信転送機能[ボイスワープ]		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。	
着信課金機能 [フリーアクセス・ひかりワイド]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
	発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
	話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
	振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
	受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
	時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。	
着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[#ダイヤル]		1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。	
着信一括転送機能		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への第 2 呼発信(転送)を利用可能とする。	
特定番号通知機能		1. 分類 3、分類 4、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。	

発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中着信機能 [キャッチホン]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
番号情報送出機能[追加番号]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
着信情報送信機能 [着信お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
ファクシミリ通信蓄積機能 [FAX お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
映像通信機能	1. 分類3及び発信種別1の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
事業所番号ルーチング機能 [グループダイヤリング]	1. 分類3の接続番号への内線グループ内発信時、及び協定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用可能とする。

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 への 着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○				

(2/2)

接続条件	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

凡例 ○: 利用できる ×: 利用できない

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワープ]	1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。

着信課金機能	音声通信着信課金機能[フリーアクセス・ひかりワイド]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[#ダイヤル]			1. 分類3の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
特定番号通知機能			1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]			1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能 [ナンバー・リクエスト]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中着信機能 [キャッチホン]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
同時通信機能 [複数チャネル]			1. 分類3、分類4、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
番号情報送出機能[追加番号]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
映像通信機能			1. 分類3及び発信種別1の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

注) NTT東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
NTT西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。